

議案第65号

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、所要の整備に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成29年大口町条例
第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「午前10時から午後3時（正午から午後1時までを除く。）」
を「午前9時30分から午後3時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(開館時間)</p> <p>第6条 支援センターの開館時間は、<u>午前9時30分から午後3時</u>までとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第6条 支援センターの開館時間は、<u>午前10時から午後3時(正午から午後1時までを除く。)</u>までとする。</p> <p>2 略</p>